

学校感染症と出席停止期間の基準について

令和7年3月作成

	考え方	学校感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一類感染症と結核を除く二類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)、特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)	治癒するまで
第二種	空気感染又は、飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高い感染症	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬療法による治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘(水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快(解熱薬を使用せずに解熱)した後1日を経過するまで
第三種	学校において流行を広げる可能性がある感染症 条件によっては出席停止の措置が考えられる感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		その他の感染症 溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノ)等	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができるものとして定められているものであり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない